

『知識論決擇』(Pramāṇaviniścaya) 第三章(他者の爲の推論章) 和譯研究 ad vv. 64-67 (上)

岩 田 孝

妥當な知識、及び、その根據に関する法稱 (Dharmakīrti ca. 600-660) の
主著は、『知識論評釋』(Pramāṇavārttika) (=量評釋, **PV**) と、『知識論決
擇』(Pramāṇaviniścaya)(=量決擇, **PVin**)である。前者は、陳那(Dignāga
ca. 480-540)の著作『知識論集成』(Pramāṇasamuccaya)(=集量論, **PS**)へ
の註解という形式で敘述されるのに對して、後者の **PVin** は、法稱の獨自な
構想に基づいて敘述されている。**PVin** では、夙に指摘された如く⁽¹⁾、**PV** の
記述が簡潔化され、**PV** の記述に無い部分が補われ、また、**PS** との直接の關
連への言及も付加されている。特に、**PVin** の第二章(自己の爲の推論章)
(=**PVin II**)においては、シュタインケルナー教授の翻譯研究⁽²⁾ によってよ
り具體的に明示される様に、法稱自身の論理系に基づいて陳那説をより根源的
に捉え、その本質を把握する、という法稱の敘述の立場が看取される。法稱の
著作の翻譯研究が進むに従い、如何に法稱が陳那説を體系的に解釋し、更
に、發展させたのか、その爲に法稱が準據した論理系・認識系はどの様に陳那のそ
れと異なるのか、という諸點の解明が研究の課題となってきた。その際
には、法稱の導入した認識系・論理系が果して現實の諸事象を矛盾なく説明
できるのか、という問題、つまり、法稱の認識系・論理系の妥當性の檢證の
問題も當然考察の對象に含まれてくる。本稿において、**PVin** 第三章⁽³⁾ (= **PVin III**)
の數節の和譯を試みたのは、後者の問題意識に基づいてのことである。

以下に譯出する諸節で法稱が取り擧げる問題は次の點である。推論の論證因
に關して、法稱は、歸結を正しく導出する論證因は、次の三種のみである——
自性 (svabhāva) としての論證因、結果 (kārya) としての論證因、非認識
(anupalabधि) としての論證因の三種に限定される——と説くが、この自ら

の説の妥當性を如何に檢證できるか、という論點である。自説の妥當性を示す爲に、法稱は、日常的に經驗される諸推論の論證因が、すべて、三種の論證因のいずれかに歸せられることを、個々の推論例を通して具體的に證明している。この證明は、法稱の論理學において次の様な意義を有している。法稱は、PVin の第二章において、正しい論證因の三種類別説を既に詳論し⁴⁾、次の重要な定説を提示した。三種の正論證因が歸結を間違い無く導出することを可能にする必要十分な根據は、論證因と歸結との間に本質的結合關係 (svabhāva-pratibandha) ——同一性又は因果性——が成立する點に存する⁵⁾、という定説である。これは、陳那説に見られない、法稱獨自の説である。この本質的結合關係は、概念間の關係というよりは、むしろ、具體的な物の場で成立する事實的關係である、と解される⁶⁾。この様に論證因と歸結との間の包攝關係を可能にする根據、本質的結合關係、を明示したことは、その包攝關係に基づく推論そのものをも、間接的に根據づけたことを含意する。かかる法稱の思惟方法が一般的に妥當であることを證する爲には、世間で認容される種々の正論證因も、この三種の論證因のいずれかに歸屬する、ということを證明する必要がある。その具體的證明が本稿で論述される内容である。この證明が得られると、これと、先の法稱説——三種の論證因は本質的結合關係のみを根據とするという定説——との連立により、世間で用いられる任意の論證因は、それが正しい限り、法稱の説く本質的結合關係のみを根據とする、ということが定立される。このことを、論證因に基づく推論から見て換言すれば次の様になる。世間で認容される推論は、どれも、本質的結合關係に據る推論——法稱の論理系内での推論——によって説明され得る、ということが證明されることになる。かかる意味で、本稿に譯出される「正論證因を三種に限定することの妥當性の證明」は、本質的結合關係を根據にして構築した法稱の論理系が、一般的に妥當する、ということ成立させる爲の一要因になる、という意義を有しているのである。

翻譯に入る前に、翻譯する部分の論述が、PVin 第三章においてどの様な脈絡にあるのか、その點を簡単に述べておきたい。第三章の全體の構成はおよそ次の如くである⁷⁾。I 他者の爲の推論の定義 (vv. 1-5)、II 主張命題 (pakṣa) の定義 (vv. 6-32)、III 正論證因 (vv. 33-67)、IV 疑似論證因

『知識論決擇』第三章（他者の爲の推論章）和譯研究 ad vv. 64-67（上）（岩田）
（vv. 68-85ab），V 喩例（v. 85cd），VI 破斥（v. 86）。その中で、本稿で
譯出する部分は、第三番目の「正論證因」の議論の中の數節である。正論證因
に関する論述は次の三部に分けられる。第一の部分では、陳那の九句因説での
規定に則して、推論の主題に論證因が所屬するという條件（pakṣadharmatā）
を満たした論證因を九種に分類し（cf. PVin III v. 33 = PS III v. 9），正論證因、
歸結の導出に關して不確定な論證因（不定因），歸結の逆を導出する論證因（相
違因）の區別を定立し（cf. PVin III 299b+ff.），更には、九種の論證因のそれぞ
れを用いた推論例を説示する。第二の部分では、論證因をかくの如く九種に分
類する理由を、法稱自身の立場から提示する（cf. PVin III vv. 34-63）。その論
述の構成内容を要約している第34偈⁸⁾によると、「〔九句因説での〕二つ〔の
正〕論證因（第二句・第八句）と、二つの相違〔論證因（第四句・第六句）を
説示したの〕は、〔歸結の〕自性〔としての論證因〕と〔歸結の〕結果〔として
の論證因なる二種の論證因のみが正しい論證因であること〕を成立させる爲で
ある。〔同例集（同品，同類例の集合）にも異例集（異品，異類例の集合）に
も共に所屬しない爲に〕特殊〔である論證因（第五句=不共不定因）を説示し
たの〕は、〔この論證因が否定的包攝關係（vyatireka）を満たす，という他者
からの〕異論があるので〔，これを批判する⁹⁾爲である〕。〔また，同例集と異
例集に共に所屬する爲に〕一般〔的過ぎる論證因（第一句=共不定因）〕は、
〔この論證因が肯定的包攝關係（anvaya）を満たす，という他者からの〕異
論があるので〔，これを批判する¹⁰⁾爲である（cf. PVin III 310a⁵f.）〕。〔九句因
中の〕残り〔の論證因（第三句・第七句・第九句）を説示するの〕は、〔論證
因は異例集より〕除去〔される，という條件が，正論證因であること〕を成立
させる〔本來的條件である，ということを示す爲である（cf. ibid. 310a⁶ff.）〕。』
この九句因の解釋で注目されるのは、最初の正論證因と相違論證因との解釋で
ある。何となれば、ここには、法稱の論理系の基本的立場——正論證因は、す
べて、従って陳那説での正論證因も、本質的結合關係に立脚する證因、自性證
因、又は、結果證因、に還元されるという立場——が、明示されているからで
ある。第三の部分では、陳那の正論證因のみならず、世間上用いられる諸々の
正論證因も、自性論證因・結果論證因・非認識論證因のいずれかに歸せられる、

という法稱の自説が、一般的に妥當であることを、個々の推論例において検証する (cf. *ibid.* vv. 64-67)。なお、非認識論證因については、既に自性論證因に歸屬することを證明してあるので (cf. vv. 40-44)、ここでは自性論證因と結果論證因に歸せられる諸論證因を考察している。

本稿では、この第三の部分を和譯する。その内容は次の如くである。(以下、論證因を證因と略記する。)

- 1 自性證因に歸せられる證因 (310b⁷-311a⁸)
 1. 「結果生起に對して十全な原因全體があれば、結果生起への適合性がある」という包攝關係を満たす證因「原因全體」は、自性證因に歸屬する (310b⁷-311a¹)
 2. 「原因全體」なる證因が、結果具現ではなく、結果生起適合性を歸結として導出することの證明 (311a¹⁻⁴)
 3. 「原因全體」なる證因のみから、結果生起適合性が導出されるが、「不十全な原因」からは導出されない (311a⁴⁻⁸)
- 2 結果證因に歸せられる證因 (311a⁸-313a³)
 1. 同一の原因全體より生じた二つの結果の中の一方から、他方を推論する場合、この證因は結果證因に歸屬する (311a⁸-b⁶)
 2. 「全體」なる證因から、全體の一部を導出する場合も、この證因は結果證因に歸屬する (311b⁶-312a¹)
 3. 別所に並存する兩者の一方を證因として、他方を導出可能である場合、この證因は結果證因に歸屬する (312a¹-313a³)

PVin III の翻譯では、底本とした北京版チベット譯 (北京版西藏大藏經 No. 5710) の頁數を以って譯出箇所を指示した。PVin III のチベット譯の校訂は別稿にて發表する豫定である。なお、本稿で譯出した部分のサンسكريットパラレルについては、appendix を参照されたい。

和 譯 研 究

1 自性證因に還元される證因

世間には妥當と認められる多種の推論があり、その推論の證因が果して、す

べて、法稱の説く三種の證因のいずれかに還元されるのか、また、可能であるとすれば、どの證因に歸屬するのか、という問いを豫想しながら、法稱は、まず、自性證因に還元される證因として、「結果」に関する歸結を導出する「原因全體」なる證因を取り擧げる。この證因は、實は、後に示す如く（cf. 1.1）、非認識證因が自性證因の一種である、という法稱の自説を證明する爲のキーポイントになっているという點で重要である。

1.1 「結果生起適合性」を導出する「十全な原因全體」という證因は自性證因に歸屬する

世間上では、結果があることから原因の存在を推論することのみならず、特殊な原因があることから結果を推論することも認められる場合がある。今、問題にするのは、後者の場合の推論である。即ち、結果生起の爲に十全に揃った原因、この「原因全體」を證因として、「結果」なる歸結を導出する推論である。これに對して、この證因は法稱の説く三種の證因に歸屬しない、という反論が考えられる。PVin の註釋によると、その反論の意趣は次の如くである。まず、この證因は、非認識證因ではない。非認識證因は物事の否定を歸結として導出するのに對して、この證因は「結果生成」という物事の肯定を導出する（vidhisādhana）からである。次に、この證因は、「原因全體」としての證因であるから、結果としての證因ではない。最後に、自性證因でもない。何となれば、證因が自性證因となる爲には、證因と歸結との兩者によって指示される對象が同一の物事でなければならないが、この「原因全體」（證因）と「結果」（歸結）とは、それぞれ指示する對象を異にしているからである⁴⁴。以上の如き反論を豫想しつつ、法稱は、證因「原因全體」による歸結「結果」の導出の場合にも、この歸結に或る限定を補足することにより、その證因を自性證因に歸することが可能であることを以下に論述する。

(310b⁷⁻⁸) [反論] [結果を生起させる] 能力のある (samartha) 原因によって結果生成 (kāryotpāda) を推論する場合、そ [の推論の證因] は、どうして [法稱の説く] 三種の證因 (即ち、自性・結果・非認識の三證因) [のいずれかに] 所屬する [と言えるの] か⁴⁵。[法稱は答えて言う。]

〔¹³→結果生起の〕能力のある¹⁴原因〔全體〕によって、結果の生成¹⁵が推論される場合、そ〔の結果生成¹⁵〕は、「原因全體」以外の物に依存しないが故に (arthāntarānapekṣatvāt), 〔原因全體の¹⁶〕自性 (svabhāva) である、と言われる。(v. 64)

(310b⁸-311a¹) この〔結果生成〕も、その様に〔結果生起の爲に〕一緒に集合した〔原因全體¹⁷〕以外の他〔の如何なる要因〕にも依存しない、それ故に〔結果生成は〕、¹⁸→それ (=原因全體) のみに随い結びつく (-mātrānubandhin) 〔ので、原因全體なる〕物の自性である¹⁸。

(310b⁸-311a¹) 〔ここで、結果の生成は、十全な全體的な原因以外の要因に依存しないとしても、その全體的な原因とは別體である、従って結果生成は全體的な原因の自性にはならないはずだ¹⁹、となれば、證因「原因全體」は自性證因とは言えないことになる、という疑問も考えられるが、その點については問題はない。〕というのは、その〔結果生成の推論の〕場合には、〔結果具現そのものが推論されるのではなく、結果を生起する爲の十全な、〕全體的な諸原因に存する所の、結果生起適合性 (sama-grāṇām hetūnām kāryotpādanayogyatā) のみが推論されるのである、しかも、〔この推論される結果生起〕適合性が、〔原因〕全體のみに随い結びつくので、將に〔原因全體の〕自性 (=本質的特性) となっているからである¹³。

一般に、「結果があれば、原因がある」(結果→原因) という論理的包攝關係 (以下、包攝關係と略記) は、恒眞であるが、その逆の「原因があれば、結果がある」(原因→結果) は、恒眞ではない。しかし、或る特定な状況のもとでは「原因→結果」なる包攝關係も成立し得る。それは、原因が、結果を生ずる爲の、十全に揃った全體的な原因となる場合である。何となれば、結果生起の爲の必要十分な原因がすべて揃うときには、この全體的な原因は、「結果の生起が可能になること」(kāryotpattisambhava) という特性を有する、つまり、「結果を生起させるに適合した状態にあること」(kāryotpādanayogyatā) という特性を有する。この事實的事象から、「原因全體があれば、必ず、結果生起適合性／可能性がある」という包攝關係²⁰を得ることができるからである。

なお、この包攝関係での歸結が文字通りの「結果生起」ではなく、「結果生起適合性／可能性」となっているのは、次の理由からである。原因は、たといそれが結果生起の爲の十全な全體的原因であっても、未來の結果のすべてを必ず生起させる、というわけではない、未來においてその結果生起を障害する要因が有り得るからである。従って、原因は、高々、結果生起適合性／可能性を論理的に導出する、という理由からである（cf. PVin III 311a¹⁻³）。

上述の法稱の論述において法稱が意圖したのは次の定言である。「原因全體→結果生起適合性」なる包攝関係を満たす證因「原因全體」は、自性證因に所属する、という定言である。しかし、これは直接提示されていない。上述の偈文及び自註には、結果生起適合性が〔原因全體〕の自性であり、推論の歸結である、と説かれているだけである。偈文及び自註での論述から、法稱の意圖した「原因全體なる證因は自性證因である」という定言はどの様にして導びかれるのであろうか。註解者、法上（Dharmottara）の解釋を參考にしてこの點を考察してみよう。偈文中の「それ（結果生成）は〔原因全體の〕自性である」という句は、原因なる物と、そこに存する結果生起〔適合性〕なる特性との關係を示すものであるが、法上は、この句によって、證因の種類が定められている、つまり、「原因全體」なる證因は自性としての證因である、ということが説かれている、と解する。即ち、この記述を、「〔原因全體によって〕結果生成を推論することは、自性證因〔に基づく推論〕である^卍」と註解する。そして、この推論の證因が自性證因であることの理由を示す部分が、「そ〔の結果生成〕は、〔原因全體〕以外の物に依存しないが故に」という偈文の句であると、更に、これを、「〔結果生成は、〕それ（＝原因全體）のみに隨ひ結びつく故に^卍」と換言している。つまり、證因「原因全體」は、その證因のみに歸結「結果生起（適合性）」が隨結するので、自性證因である、と法上は解するのである。この法上の註解の基本となる考え方は次の様に表現される。

歸結（Y）が、證因（X）以外のものに依らない、つまり、證因（X）のみに隨結するならば、その様な證因（X）は自性證因である。

この解釋は、法稱が提示した次の自性證因の定義に基づいたものと思われる。この定義では、證因（X）が自性證因であることが、「歸結（Y）が證因（X）

のみに隨結する」という條件によって限定されているからである。

「或る〔一方なる〕特性 (bhāva) (X)も、〔次の如き他方なる本質的特性 (svabhāva) (Y) を導出する爲の證因である。即ち、一方なる特性 (X) の存在のみに隨い結びつく (bhāvamātrānurodhiṅ)〔という條件を満たす所の〕本質的特性 (Y) 〔を導出する爲〕の證因である。〔つまり、この一方なる特性 (X) は自性證因である。〕」(PVSV p. 4, 1-2) (點線は筆者) 恐らく法上は、この自性證因の定義から、「歸結 (Y) が證因 (X) の存在のみに隨結する、という條件を満たす證因 (X) は、自性證因である」という規定を抽出し、歸結「結果生起適合性」(Y)も、證因「原因全體」(X) のみに隨結するという條件を満たす、従って、この證因は自性證因である、と解したのであろう。この考え方に則して、結論までの思考過程を幾分連続的に捉えんとするならば、それは次の様にならう。法稱によると、一方 (X) が他方 (Y) を導出する自性證因となる爲の根據は、「他方 (Y) が、一方 (X) の自性である、即ち、一方 (X) それ自體である」という事實的關係である。この關係は、更に、次の如き限定を受けている。「〔他方の〕もの (Y) が〔一方のもの (X)〕それ自體であること (tādātmya) は、〔他方 (Y) が、〕それ (=一方 (X)) の存在のみに隨結する〔場合〕にのみ〔成立し〕、〔それ〕以外〔のもの〕に依存する〔場合〕には〔成立し〕ない²⁰。」(PVSV p. 4, 2-3 = PVin II p. 24, 12-14.) この敘述からは、「他方 (Y) が一方 (X) の自性であることは、他方 (Y) が一方 (X) のみに隨結することを含意する」という命題が得られる。法稱説では、實は、この逆の命題も成立する。というのは、「〔一方なる〕特性 (X) 〔の存在〕のみに隨結する所の、本質的特性といわれる〔他方なる〕特性 (Y)、將にそれは、それ自身によって事實的に〔一方なる〕特性 (X) である (sa eva svayaṃ vastuto bhāvaḥ)」(PVSV p. 24, 14-15 = PVin II p. 32, 27-29)、と説かれており、これから、「他方 (Y) の、一方 (X) の存在のみへの隨結は、他方 (Y) が一方 (X) 自體であること、即ち、一方 (X) の自性であることを含意する」という命題が得られるからである。従って、他方 (Y) と一方 (X) との自體／自性の關係は、ほぼ、他方 (Y) が一方 (X) のみに隨結することと同義とみなされる²¹。これと、先の自性證因の定義から

抽出した「他方（Y）なる歸結が、一方（X）なる證因の存在のみに隨結すると、一方（X）は自性證因である」という命題とを連立させると、次の圖式が得られる。

YはXの存在のみに隨結 = YはXの自性（YはX自體） → Xなる證因は
Yなる歸結に對して自性證因

この圖式を「原因全體」なる證因に適用すると、歸結「結果生起適合性」（Y）は、原因全體（X）の存在のみに隨結する、従つて、原因全體（X）の自性である。それ故に「原因全體」（X）は自性證因である、とこの様に法稱の意圖した結論に至ることが可能である。

所で、上述の如く、「原因全體（X）→ 結果生起適合性（Y）」という包攝關係を滿たす證因「原因全體」が、自性證因であることが證明されると、これを用いて、先述の「非認識證因は自性證因に歸屬する」という法稱の説²⁴も次の如くに證明される。認識條件が具備すれば認識され得る對象（dṛśya）が、或る狀況のもとで認識されないとき、その非認識を原因として、その對象をその狀況のもとで“非存在”とする言語活動（vyavahāra）が結果として生ずる。この様に、對象の非認識と、對象を“非存在”とする言語活動との間には、能生と所生との關係が成立する。更に、そこには次の如き特定な條件も成り立っている。即ち、「[對象を]“非存在”とする言語活動を行う場合には、如何なる[對象の場合]でも、[對象がその狀況で認識されないこと]以外の[原因で、しかも、そうした言語活動を可能にする様な]原因は、何も存在しない²⁵」（PVin III 303b²）、という條件である。この様に、「對象を“非存在”とする言語活動」（Y）という結果が、「對象の非認識」（X）という原因のみによつて生じ、それ以外の外的要因に依存しないならば、「[知られ得る對象（A）を“非存在”とする]認識（dhi）や[“その對象が非存在である”という]表現（dhvani）（Y）は、たとえそれ（=對象（A）の非認識（X）という原因）より[生じた]結果であつたとしても、その[原因たる「對象（A）の非認識（X）」を論證因とすること]によつて、疑いなく（asandigdha）[導出される]はずである²⁶。」（PVin III v. 41 cd ≈ PV IV v. 266 cd）この歸結に關して、法稱は、自註において、「“非存在”とみなす認識や表現への適合性、

それ〔の導出〕に關しても、全く疑いが無い」(Pvin III 303b³⁻⁴)と説いている。この意趣を論理的に補いながら解すると次の如くなる。對象の非認識なる原因は、それ自身以外の要因なしで、對象を“非存在”とする言語活動という結果を生起させる、従って、この結果生起の爲の原因全體である。「原因全體」が證因となるときには、その證因より、「言語活動なる結果の生起適合性」が歸結として導出される。この意趣は次の如く圖式化される。

對象の非認識——對象を“非存在”とする言語活動の爲の十全な原因全體
——言語活動適合性の導出

このことと、先述の結論「結果生起適合性(Y)を導出する原因全體(X)は、自性證因である」とを連立させると、

「對象の非認識」としての證因——「十全な原因全體」としての證因——自性としての證因

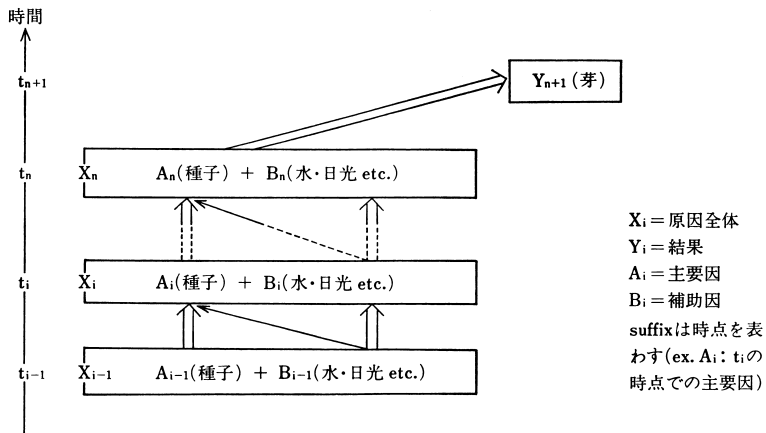
という論理的順序に従って、非認識證因が自性證因に歸屬する、という命題が證明されるのである⁷⁾。

1.2 證因「原因全體」による歸結「結果生起適合性」の導出

「原因全體」なる證因によって推論される歸結が、結果そのものではなく、結果生起適合性であることを明示し、それを證明する爲に、「原因全體に結果生起の爲の能力が存し、この能力の轉變により、結果が現象する」という因果關係を導入する。

(311a¹⁻³)〔反論〕しかしながら、何故に、原因全體 (kāraṇasāmagrī) から結果そのものが推論されないのか。〔答〕諸原因なる物は、ただ〔それらが結果生起の爲の十全な〕全體的〔原因〕であるというだけで、自らの結果を生起させるわけではない。何となれば、〔十全な原因〕全體によって生ずる所の〔結果能生の〕諸能力が轉變することに依って (śaktinām pariṇāmāpekṣatvāt)〔、即ち、先行するそれぞれの時點にある能力から、それとは異なった、後續の時點にある能力が次々と生ずることによって⁸⁾〕、結果が生ずるからである。〔結果を生ずる能力の轉變する〕この間には、〔しかし、その能力を〕阻止するもの (pratiban-

關係の特徴は、原因から結果を生起させる爲には、結果を能生する能力の轉變を必要とする、という点にある。この種の轉變については『論證因一滴』(Hetubindu)に説示されている⁹⁹。その論述を参考にすると、原因全體による結果生起の事實的在り方は、およそ次の如く記述される。各時點 (t_i) における原因全體 (X_i) は、主要因 (A_i) とそれを補助する共同因 (B_i) とから構成される。その原因全體 (X_i) は、後續する時點 (t_{i+1}) での原因全體 (X_{i+1}) を能生する爲の十全な原因となっている。しかも、各時點での原因全體 (X_i) の中で、主要因 (A_i)——例えば、水・日光・大地等を補助因とする種子から芽なる結果が生ずる場合、種子なる主要因——は、結果生起の爲の能力を、先行する時點 (t_{i-1}) にある原因全體 (X_{i-1}) に基づいて順次増長していく。この様に、各時點の原因全體にある、結果生起に向けての能力が、前時點のものとは異なりながら順次生起すること、これが、「[十全な原因] 全體によって生ずる諸能力の轉變」である。この能力の轉變によって、能力が將に結果を生起可能な或る時點 (t_n)、しかも、結果生起に對する障害が無い時點に到達した時、原因全體 (X_n) から結果が生ずる。結果生起は、法稱の因果論によれば、原因の存する時點と同時ではなく、それより後の時點に現象する¹⁰⁰。以上を圖示すると次の如くなる。



結果生起の直前の時點 (t_n) での原因全體 (X_n) は、結果生起に適合した状態

にある。法稱によれば、この結果生起適合性は、原因全體に存する特性である。原因全體（ X_n ）が、自らに存する結果生起の能力（śakti）によって、次の時點に結果を生起せしめ得る、という意味で、結果生起適合性／可能性は、原因全體に存する能力によって限定される。所が、この能力が原因全體（ X_n ）に存することを決定する要因は、原因全體（ X_n ）と同類な、その直前の時點（ t_{n-1} ）に存した原因全體（ X_{n-1} ）である。更に、この原因全體（ X_{n-1} ）に存する能力も、その直前の原因全體（ X_{n-2} ）によって条件づけられている。つまり、結果生起の直前の時點の能力の生起は、將にその直前まで次々と連続して生ずる同類の原因全體に起因する。となれば、各時點（ t_i ）の原因全體（ X_i ）も、それまでの原因全體の連続（santāna, 相續）には依存する、ということになる。しかしながら、この能力は、その原因全體の相續以外の要因には依存しない。その意味で、この結果生起の爲の能力は、外的要因に依存しない、と行うことができる。この様に、原因全體に存する結果生起の能力が、他の要因に依らなければ、その能力に依って限定された、原因全體の特性、即ち、結果生起適合性という特性も、それ以前までの原因全體の相續以外の要因には依らない⁸¹ことになる。つまり、各時點での原因全體は、それまでの原因全體の相續のみに基づいて、結果生起の能力を有して生起するので、その同じ原因に依って規定される結果生起適合性をも、必ず、有している⁸²。それ故に、「原因全體は、〔結果を能生する爲に、原因全體自身の相續〕以外の物には依らないので、〔本來的に結果〕生起に適合した状態にある」（PVinṬ(Dh) We 134a⁴）、と定言することができるのである。かくして、「原因全體 → 結果生起適合性」なる包攝關係が定立されるのである。

1.3 十全な原因全體のみによって結果生起適合性は導出される

以上にて、證因「原因全體」から推論される歸結が、結果生起適合性のみであって、結果具現そのものではない、ということが示された。一方、結果生起適合性の方から見ると、十全ならざる原因の集合が證因となるときには、結果生起適合性といえども導出され得ない⁸³。

| (311a⁴⁻⁵) [結果そのものについては、原因からそれを推論することは

成立しない。一方、結果生起] 適合性 [について] は、[結果生起の爲に十全な] 全體的諸原因のみから [それを] 推論する [ことができる]。

[何となれば、十全な] 全體とはなっていない (asamagra) [諸原因] は、[たとえその能力が次々に轉變したとしても⁶⁴⁾] 決して [結果を能生することが] できないので、[その十全な全體ではない諸原因を證因として、] それより、結果を推論することは [でき] ない [からである]。

結果生起の爲に十全な全體とはなっていない原因集合は、結果生起適合性/可能性の導出に關して不確定であることが、次の如き不正な推論例を介して説明される。

人は、貪 (rāga)・瞋 (dveṣa)・癡 (moha) 等を有する。何となれば身體・感官・知を有するからである⁶⁵⁾。

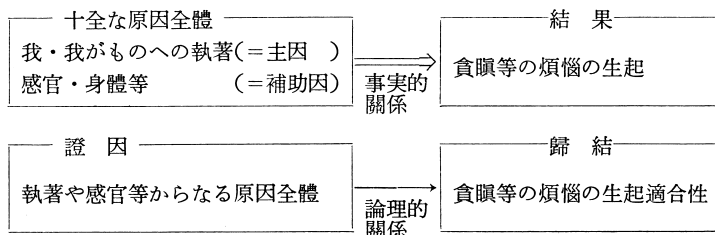
人間：有身體性等 → 有貪瞋癡性

身體・感官・知は、貪・瞋・癡等の煩惱の生起の爲の十全な原因全體ではない。何となれば、貪等は、「我」と「我がもの (我所)」とに對する執著 (ātmātmiyābhiniveśa) を直接の原因とするからである。従つて、主要因である「我・我所への執著」を缺いた、身體・感官等から構成される原因が集合しても、それらから、貪等の生起の可能性は導出されない。

(311a⁵⁻⁸) [結果生起の爲の十全な原因全體にはなっていない様な諸原因を證因として、それより、結果を推論する場合⁶⁶⁾、たとえ證因が] 異例集 (vipakṣa, 異品) (=證明されるべき主題と同類な諸例以外のものの集合) に存するということが、[異例集に屬する或る例において] 經驗されないとしても、[その推論には、依然として] 殘餘 [即ち、歸結導出に關して疑いのある部分⁶⁷⁾] が存するのである (śeṣavat)⁶⁸⁾。[それは] 例えば、[人は、] 身體・感官・知 [を有するが] 故に、貪等 [の煩惱] を [有する、と] 推論する場合 [に、歸結導出に關して疑いがあるのと同様] である。貪等 [の煩惱] は、「我」・「我がもの」に對して [“私”・“私の”と] 執著することに基づいて [生ずる]、何となれば、“私”又は“私の” [と執すること] を經驗しない場合には、愛著 (anu-

naya) 恚や (pratigha) [なる煩惱]⁹⁹ は [生じ] ないからである。[“私”・“私の” と執することが、愛著/貪や、恚/瞋等の原因であることは、愛著等の煩惱としての] 諸過失 (doṣa) が、不如理作意¹⁰⁰ (ayoniśomanaskāra) なしには生じない [、という理由] によるのである。身體 [や感官] 等は、[貪等の生起の原因である「我」等への執著を覺醒する爲の要因という意味で、貪等に對して間接的な] 原因であっても、[主たる原因である、「我」・「我がもの」への執著、ないし、不如理作意を缺いた] 單なる [身體等] には、[貪等を生起させる] 能力はない。それ故に、たとえ、[證因「身體・感官等を有すること」が、] 異例集（即ち、貪等を有さない物の集合）[の一部、例えば、岩石] に存する、ということが經驗されないとしても、この證因（＝有身體性等）は、[有貪性等からなる歸結の導出に關して、疑われる部分、即ち、] 殘餘を有するという意味で、逸脱している (vyabhicārin) のである。

「我」が存在する、「我がもの」が存在するとみなし、それらに對して順次、「私」、「私の」のと執著することを原因として、貪/愛著や瞋/恚や癡等の諸煩惱が生ずる。その際には、身體が壯強で、感官が健全であるという要因は、この執著を覺醒する働きを行うのみである。従って、感官・身體は、貪等の煩惱の生起に對しては間接の原因でこそあれ、直接的原因ではない。また、知は、或る場合に原因となり得るに過ぎない。それ故に、これら感官等は、煩惱の主たる原因ではない (cf. PVinT (Dh) 135b²⁻⁴)。煩惱の主因は、「我」・「我がもの」への執著——より一般的には不如理作意——である。この主因を具備した場合のみ、感官等は、貪等の煩惱の生起に對して十全な原因全體となる。その時には、先述の論理——原因全體を自性證因として、それから、結果生起適合



性を導出する、という論理——を應用すれば、貪等の生起適合性の導出は可能となろう。

一方、執著や不如理作意という煩惱生起の主因を缺いた、單なる身體・感官等の集合は、貪等の煩惱を必ずしも生起させないし、まして、貪等の生起適合性／可能性を自性とはしない。従って、結果生起にとって十全とはなっていないこれら諸原因を證因として、貪等の結果の生起適合性という歸結を導出することは、恒眞ではない。假りに、異例集（＝歸結たる「有貪性」等の特性を共有しないという意味で、推論の主題たる「人間」とは異類であるものの集合）の一部に、例えば、有貪性を有さない岩石なる個物に、證因たる「有身體性」等の特性が存しない、ということが知られたとしても、そのことから、一般に、「有貪性」等の特性を有さないすべてのもの（＝異例全體）に亘って、「有身體性等の證因が存在しない」とまでは確定されていない。その爲に、この推論には、なお疑われる部分がある、と言われるのである。その論據は、より論理的には次の様に表現される。「[推論の歸結である「有貪性」等を] 逆にした場合に、[證因である「有身體性」も] 否定 [される、ということを保證する正しい] 認識根據が存在しないからである。」(PVSVṬ p. 51, 17: viparyaye bādhakapramāṇabhāvāt.) それ故に、かかる證因は不確定な (anaikānta) 證因なのである。

以上の敘述においては、原因から結果を推論する場合、證因を「結果生起の爲の十全な原因全體」とし、歸結を「結果生起適合性／可能性」とする時に限り、推論が可能であり、その推論の證因は自性證因に歸せられる、ということが説示された。ここでの法稱の考え方の特徴は、能生なる原因から所生なる結果の生起という因果の事象を次の如き特定な視點から捉える、という所にある。即ち、通常では、因果の事象を、原因が結果に先行するという時間的前後関係の前提のもとに考察するが、ここでは、能生なる原因の存する一時點上のみで因果関係を分析する、という視點である。この角度から、法稱は、原因が結果生起の爲の十全な原因全體となるときには、原因は結果生起適合性を有する、という靜止的關係を読み取り、更に、この結果生起適合性は、原因全體以外のものに依存せず存するので、原因全體の本質的特性（自性）である、と

いう自性の關係に着目し、かかる自性としての結果生起適合性を導出する證因「原因全體」は、自性證因である、と歸結する。これが上述の法稱説の基本的考え方である。

2 結果證因に歸せられる證因

前節では、因果上の事象を論理的關係に變換する場合、すべて結果としての證因とその歸結という包攝關係に歸せられる、というのではなく、或る特定の視點から捉えると、自性證因とその歸結という包攝關係への變換も可能であることが指摘された。それに對して、本節では、證因と歸結とが指示するそれぞれの物の間に、因果關係が成立していないと思われる場合でも、時間的前後關係に基づいた「質料因とその結果」という因果性を導入すると、兩者に能生と所生の關係が可能となり、それによって證因を結果としての證因に歸屬させることができる、という場合が説示される。

2.1 同一の原因全體より生じた二つの結果（ex. 果物の味と顯色）の中の一方（ex. 味）を證因として、他方（ex. 顯色）を推論する場合、この證因は結果證因に歸屬する。

歸結が證因の存在のみに隨結する場合、別言すれば、歸結と證因とが同一の對象を指示する場合、前節での敘述の如く、その證因は自性證因に歸屬する。ここで問題とするのは、證因と歸結とが別々な對象を指示する場合、しかも、兩者が、同時的に並存して、因と果との關係にない場合である。かかる證因でも歸結を正しく導出する正證因となる場合のあることが、世間では認められている。それでは、この證因は、法稱の説く三種の證因のいずれに歸せられるのか。これが以下の論述で問題とする點である。法稱は、或る物の味(rasa)から、その物の顯色(rūpa)を推論する場合を例にして、この證因を結果證因に歸屬させている。

(311a⁸-b¹) [反論] [或る物の味・香等と、その物の顯色・觸等とは、] 因と果 [の關係に] なく、[しかも、感官知の對象として、味等は、顯色等より] 別個 [なものである。かかる] 味等 [を證因とすること] に

より、顯色等を認識すること〔が世間で認められているが、〕これは、それでは如何にして、〔三種の證因のいずれかに基づく推論に歸屬せしめられるの〕か。〔答〕そ〔の認識〕も〔、即ち、〕

〔味等を能生する原因全體と〕同じ〔原因〕全體に基づいて (ekasāmagryadhina)〔生ずる〕顯色等を、味〔なる證因〕によって、認識することは、〔味を結果として能生する味の質料〕因に存する特性 (hetudharma) を推論することにより⁴⁴⁾〔、間接的に成立する〕。例えば、煙〔なる證因〕によって、〔煙の能生の爲に火と共に作用する薪、その〕薪より變様した〔灰や炭を認識することは、火に存する特性を推論することにより、間接的に成立する〕如くである。(v. 65)

味などにより顯色などを推論することは日常的に經驗されている。例えば、暗闇の中で、シトロン (mātulaṅga) の味を味わうこと、黄花樹 (campaka) の香を嗅ぐことを證因として、シトロン等の顯色を推論すること、或いは、火の顯色を見て、火の熱觸を推論することなどが世間では妥當な推論とみなされている⁴⁵⁾。味による顯色の推論の場合、法稱の意趣する所は次の如くである。結果としての「味」から、その味を能生する味の質料因——現にある味の時點の直前の時點に存した味——が推論される。その味の質料因は、顯色の質料因から、味と同時にある顯色が生起すること、これを補助する。即ち、味の質料因には、間接的に「顯色を能生すること (rūpajanakatva)⁴⁶⁾」という特性 (dharma) が存する。従って、味の質料因が推論されると、顯色能生性も推論されていることになる。このことから、顯色の認識も、ここで成立している因果關係の脈絡に準じて自明的に含意される。故に、味による顯色の推論において、證因としての役割を擔うのは、「味」であり、しかも、それは原因を導出するので、結果證因に所屬する。それ故に、味による顯色の推論は、結果證因による推論である。かかる法稱の意趣が成立する爲のポイントは、その推論の根據となっている事實的因果關係——味と顯色とが同一の原因全體より生起するという因果關係——であり、そして、その因果關係に基づく論理的思考過程である。偈文では結論が簡潔に説かれるのみなので、それらの具體的内容に

については説明が必要である。そこで、自註での説示をも参考にして、それらに關する法稱の基本的考え方について述べることにしよう。初めに、この推論の證因の分類であるが、この證因を、法稱の説く三種の證因のいずれかに還元することに對する疑問を除かねばならない。次の反論が豫想されるからである。この證因は、まず、結果證因ではない。結果證因となる爲には、證因と歸結とが指示する對象の間に因果關係の成立することが必要であるが、法稱の因果説によれば、原因は、時間的に、結果と同時に存するのではなく、必ず結果に先行しなければならない⁴⁴。然るに、この證因と歸結との指示する兩對象は、同時的に並存する。それ故に、この兩者には直接の因果關係は認められない⁴⁵。従ってこの證因は結果としての證因には所屬しない。次に、もし證因の指示する對象が歸結の指示する對象を生起する爲の原因全體であれば、先述の如く、證因が自性證因となるのであろうが、今の場合の證因の指示對象は、原因全體にはなっていない。そのみならず、證因と歸結との指示對象は別個のものである。この様に兩者に同一性の關係が無いので、この證因は自性證因にも所屬しない⁴⁶。勿論、非認識證因も、自性證因の一部である以上、この證因が非認識證因になることもない。かくして、この證因は、正しい證因にもかかわらず、法稱の説く正證因の三種のいずれにも該當しない、という反論が豫想されるのである。

これに對して、法稱は、この種の證因も、實質的には原因を歸結として導出する證因、即ち、結果としての證因に屬する、と考える。その意趣はおおよその如くである。或る時點 (t_i) に或る物 (A_i) が存在する、という事象は、刹那滅論に準據した時間的前後關係上で捉えると次の様になる。その時點 (t_i) の直前の時點 (t_{i-1}) に存在していた物 (A_{i-1})——これは、物 (A_i) と同類であるが、存在する時點が異なる爲に物 (A_i) とは別體とされる、かかる直前の時點の物 (A_{i-1})——が、原因（同類因）となって、そこから、直後の時點に物 (A_i) が結果（等流果）として生起する、という事象になっている。そこで、物 (A_i) の味とその物の顯色とが、或る時點 (t_i) に共存する、という事象についても、この種の因果關係に則して見るならば、その時點 (t_i) の味と顯色とは、その直前に存在していた物 (A_{i-1}) を原因として生起した結果であ

る、という因果上の事象として捉えることができる。これは、味と顯色が、同じ原因（即ち、直前の物（ A_{i-1} ）から生じた、二つの別個な結果である、という事象にはかならない。しかも、味と顯色とが結果であることは、より嚴密には、次の様な二重の因果關係上での結果であることを意味する、と法稱は考える（311b¹ ff. 及びその解説での略圖参照）。まず、一方の結果である味は、その直前に存在した自らの原因——味の質料因（rasopādānakāraṇa）——より生じた結果であり、また、他方の結果である顯色も、その直前に存在した顯色の質料因（rūpōpādānakāraṇa）から生じた結果である。これが第一の因果關係上での結果である。次に、それぞれの質料因は、他方の質料因が結果を生起させる際に、他方の質料因を補助する。即ち、それぞれの質料因は、互いに他方の結果を生起させる爲に、他方の質料因と共同作用を行う（sahakārin）という意味で、他方の結果生起の爲の補助因（pratyaya、縁）となっている。別言すれば、兩結果は、それぞれ他方の質料因による補助を受けて生じたという意味でも、結果である。これが第二の因果上の結果である。更に、味の質料因は、顯色の質料因という共同作用者を伴うことによつてのみ、味の能生に向けて作用を行なう。同様に、顯色の質料因も、味の質料因という共同作用者によつてこそ、顯色を能生する⁶⁹。このことは、味及び顯色なる結果が、味の質料因と顯色の質料因とからなる原因のみによつて生ずること、即ち、同一の原因に基づいて、しかも、結果生起の爲に十全となった原因全體に基づいて（ekasāmagryadhina）生ずることを意味している⁶⁹。そこで第一の因果關係に注目すると、結果としての「味」を證因として、その原因——味の質料因——を歸結として導出することができる。ここに第二の因果關係を考慮に入れると、味の質料因は、味の能生の原因であるのみならず、顯色の能生の爲の補助因でもある。従つて、證因「味」によつて推論された味質料因とは、「顯色の質料因を補助して、顯色を能生すること（rūpajanakatva）」という特性（dharma）を有した特定な味質料因である。つまり、結果證因「味」によつて、顯色能生性が味質料因に存する、ということも確定される。その時には、この様な味の質料因によつて限定された顯色なる結果——既に經驗されている一方の結果、味、を能生した味質料因を補助因として生じた、という限定を受

けた他方の結果，顯色——が存在すること，これは，自明的に確定されることになる⁶⁹。かくして，證因「味」から顯色の存在の認識が可能となるのである。この場合，法稱によると，「味」から直接的に顯色を推論するのではない。そうではなく，結果證因「味」により，味の質料因に存する特性を推論し，それを媒介にして間接的に顯色を認識するのである。それは，例えば，「煙」から，薪の變様物である灰や炭を推論する場合の如くである。つまり，證因「煙」から煙の原因たる火を推論すると，その火には，薪なる原因が灰・炭なる結果を生起させる爲の補助因となること，即ち，薪の作用を補助して，灰・炭を能生することという特性のあることから，間接的に灰・炭の存在をも認識する，という場合と同様である。それ故に，味から顯色を推論する場合の證因「味」は，實質的には原因を導出する證因であるので，證因の分類からすれば，結果證因に所屬する⁶⁹。これが法稱の意圖した見解である。ここには次の様な思考過程が考えられる。

味——味質料因（＝顯色能生の爲の共同作用縁⁶⁹／顯色能生能力を有する⁶⁹原因）の推論——顯色の認識

この過程の中で，味の質料因は顯色に對して直接的原因にはなっていないので，後半の「味質料因があれば顯色あり」という論理的關係がどの様にして成立するかについての若干の説明が必要であろう。この論理的關係は，實は，先述の包攝關係「原因全體→結果生起適合性」の應用になっている。その點については後の法稱說（cf. 311b³⁻⁵）の解説において述べることにする。

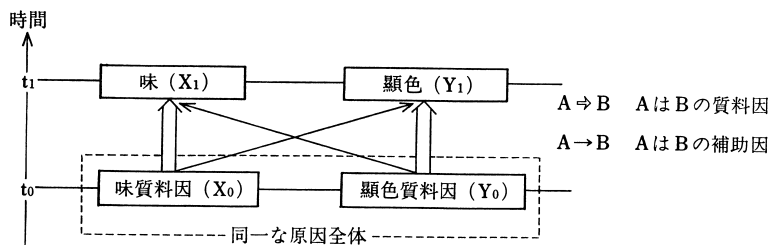
上述の僞文の論旨によると，味による顯色の認識とは，結果證因「味」により味の質料因の特性を推論することから，間接的に顯色を認識することであった。一方，反論者は，顯色の認識を，證因「味」より味の質料因を推論し，更に，「味の質料因（即ち，原因）」を證因として，「顯色」なる結果を推論すること⁶⁹，と解する。それに對して，法稱は，顯色の認識では，推論としては，原因の推論が成り立つのみであり，更に原因による結果の推論もそこに含まれるというわけではないことを意趣しつつ，かかる顯色の認識が成立する爲の事實的基盤——即ち，先述の二重の因果關係——の説明を行う。

┆（311b¹⁻³）〔證因「味」により顯色を推論する〕 その場合にも⁶⁹，〔味の

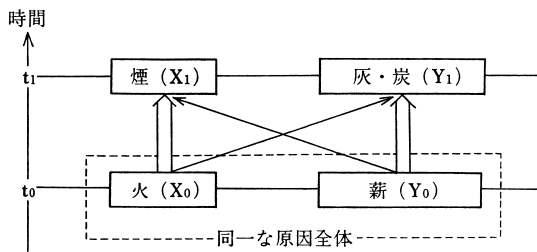
原因と顯色なる結果とが推論される、というのではなく、原因の特性のみが推論されている、別言すれば、] その様な (=顯色を生起可能である⁶⁶ 様な) 原因のみが推論されている。[この推論が、この様に、實質的には原因のみの推論とみなされるのは、味と顯色との間に、次の因果關係が成立しているからである。顯色を能生する爲に障害されることなく⁶⁶] 働く機能を有する所の顯色の質料因にとって、[顯色能生の爲の] 共同作用縁が、味の〔質料〕因〔であり、この様な状況にある味の質料因〕が、味を能生する〔、という因果關係がある〕からである。[それは、] 恰も、[薪と火より、灰・炭・煙が生ずる場合、] 薪からの特定な變様物〔例えば灰・炭〕の質料因 (=薪) にとって、[灰・炭を能生する爲の] 共同作用縁〔が、煙の原因たる〕火〔であり、その様な状況にある火〕が、煙〔という結果〕を能生する如くである。[つまり、味も顯色も、共に、味の質料因と顯色の質料因から構成される原因のみから生じているわけである。このことが成立するのは次の] 理由によるのである。即ち、[味] 自身の原因 (=味の質料因) が〔自らの〕結果の生起に直接向くことがなければ、⁶⁷ 味は〔生じ〕ない。[しかも、味の質料因の能力の作用、] 將にそれは⁻⁵⁷、顯色の諸質料因〔からの顯色能生に向けて〕の作用〔を助長する補助的⁶⁸〕原因 (pravṛttikāraṇa) になっている⁶⁹。[一方、] 味の質料因〔からの味能生に向けて〕の作用、それは、顯色の質料因〔からの顯色能生に向けて〕の作用を、共同作用としている (rūpopādānakāraṇapravṛttisahakāriṇi) [、という理由によるのである]。

以上の因果關係を圖示すると次の様にならう。或る時點 (t₁) に結果している味 (X₁) と顯色 (Y₁) にとって、その時點より前の時點 (t₀) に、それぞれの質料因——味の質料因 (X₀) と顯色の質料因 (Y₀)——があり、これら質料因は、自らの結果を生起させる主たる原因であると同時に、互いに、他方の結果の生起に際して共同作用する縁となる、即ち、互いに他方の結果の爲の補助因である。別言すれば、兩結果は、いずれも、他方の質料因を共同作用縁としてのみ、自らの質料因から生ずることが可能となる。このことは、味・顯色な

る兩結果は、同一の原因全體より生ずることを意味する。即ち、同時點（ t_1 ）に並存する味（ X_1 ）と顯色（ Y_1 ）とは、共に、その時點の直前の時點（ t_0 ）に存在した味の質料因（ X_0 ）と顯色の質料因（ Y_0 ）とを、自らの生起の爲の十全な原因全體とし、それらに依って生じた結果であることを意味する。



同様に、煙から灰・炭を推論する場合の基盤となる事實的關係は次の如くである。煙（ X_1 ）や灰・炭（ Y_1 ）という結果に對して、火（ X_0 ）や薪（ Y_0 ）なる原因が、それぞれの結果に先行する時點（ t_0 ）に存し、しかも、これら諸原因は煙等の結果の能生に際して、同一の原因全體となっている。



この如く、煙（ X_1 ）と灰・炭（ Y_1 ）とが、火（ X_0 ）・薪（ Y_0 ）という同一の原因全體から生ずる場合、證因「煙」（ X_1 ）からその原因である火（ X_0 ）を推論することは、灰・炭の能生に寄與する火の推論になっている。つまり、この推論は、火（ X_0 ）に灰・炭を生起させる能力が存する、ということの推論であ

る⁶⁹。しかも、結果の時點 (t₁) から見れば、火 (X₀) は、煙 (X₁) と同時の灰・炭 (Y₁) を既に生起させている。従って、「火」(X₀) を推論すれば、それだけで、少なくとも灰・炭 (Y₁) の存在については、これを自明的に認識することができる。それと同様に、味 (X₁) と顯色 (Y₁) とが、兩質料因 (X₀ と Y₀) からなる同一の原因全體から生じている場合にも、證因「味」(X₁) から味の質料因 (X₀) を推論することは、顯色の能生に寄與する味の質料因の推論になっている。この推論は、味の質料因 (X₀) に、顯色の質料因 (Y₀) を補助して顯色 (Y₁) を生起させる能力がある、ということの推論である。しかも、結果 (X₁, Y₁) の時點から見れば、味の質料因 (X₀) は、顯色の質料因 (Y₀) と共に原因全體となって、味 (X₁)、及び、味 (X₁) と同時點の顯色 (Y₁) を既に生起させている。従って、味の質料因 (X₀) を推論すれば、それだけで、少なくとも顯色 (Y₁) の存在については、これを自明的に認識することができる⁶⁹。以下に、味から顯色を推論する、と法稱が説くのは、かかる意味においてなのである。

(311b³⁻⁴) [顯色・味という結果が、同一の原因全體——その兩果の生起の爲の十全な原因全體——から生じている⁶⁹、という將に] その [事象] に基づいて、その様な [味の質料] 因から生じた味から、[即ち、顯色の質料因を共同作用者とする味の質料因より生じた味を證因として、] その様な [味の質料因] を推論し、[味と同時に存する⁶⁹] 顯色を推論するのである (anumāpayati)。

「顯色を推論する」とは言っても、味から顯色を認識する際に、味の質料因から顯色を推論するという過程が含まれているわけではない。上述の如く、證因「味」より味の原因が推論されると、同一原因全體と結果という因果關係から含意される脈絡に準じて、顯色が間接的に認識されるのである。それ故に、この推論の證因「味」は、原因を導出する證因、つまり、結果證因に屬するというわけである。(未完)

註

- (1) Cf. E. Frauwallner, “Die Reihenfolge und Entstehung der Werke Dharmakīrti’s”, Asiatica, Festschrift Friedlich Weller zum 65, Geburtstag, Leipzig

- 『知識論決擇』第三章（他者の爲の推論章）和譯研究 ad vv. 64-67（上）（岩田）
1954; p. 147. ff.; 赤松明彦「ダルマキールティの論理學」『講座大乘佛教』9 認識論と論理學 春秋社 1984, p. 184 ff.
- (2) Cf. PVin II (Teil II) p. 6 f.
- (3) 谷氏による PVin III の翻譯が、第27偈まで發表されている。谷貞志「Pramāṇaviniścaya III 解釋の問題」[1]; [2], 『高知工業高等専門學校學術紀要』第18 1982, pp. 11-25; 第21 1984, pp. 1-16. Tadashi Tani, “The Problem of Interpretation on Pramāṇaviniścaya III AD vv. 7-21” (=Tani (PVin III) AD vv. 7-21), ibid. 25 1986, pp. 1-16; Tani (PVin III) AD vv. 22-25, ibid. 27 1987, pp. 1-16; Tani (PVin III) AD vv. 26-27, ibid. 28 1988, pp. 1-16; Tani (PVin III) AD vv. 28-29; Tani (PVin III) AD vv. 30-32 (forthcoming).
- (4) Cf. PVin II vv. 28-64.
- (5) Cf. PVin II p. 46, 17-20 = PVSV p. 17, 12-13: 「本質的結合關係によってのみ證因は歸結を知らしめる。そしてそれ（=本質的結合關係）は、〔證因が〕それ（=歸結）であることを特相とするか、又は、〔證因が〕それ（=歸結）より生ずることを特相とする〔かのいずれかである。〕」(svabhāvapratibandhād eva hetuḥ sādhyam gamayati. sa ca tadbhāvalakṣaṇas tadutpattilakṣaṇo vā.); ibid. p. 10, 14-15.
- (6) Cf. Steinkellner (1984) pp. 458-459; 462-464; 470-473. 拙稿「法稱の自性證因 (svabhāvahetu) 説覺え書き」『東洋の思想と宗教』5 1986, pp. 12-15 参照。
- (7) Pramāṇaviniścaya 第三章の梗概については、拙稿“Pramāṇaviniścaya, Third Chapter”, Encyclopedia of Indian Philosophies, ed by K. Potter (近刊) 参照。
- (8) PVin III v. 34 (301a⁴⁻⁵) = PV IV 195: svabhāvakāryasiddhyartham dvau dvau hetuviparyayau / vivādād bhedasāmānye śeṣo vyāvṛttsādhanah // 小野基「ダルマキールティの九句因解釋」『比較思想の途』4 1985, p. 82 に和譯される。
- (9) この異論に對する法稱からの批判は、PVin III では、肯定的包攝關係及び否定的包攝關係の成立が共に疑われる様な疑似證因 (hetvābhāsa) の考察 (cf. 321b² ff.) において敘述されている (cf. 322a⁵ ff.). なお、PVin III での疑似證因説の梗概及び解説については、小野基「ダルマキールティの疑似論證因説」『佛教學』21 1987, pp. 1-21 参照。ここでは、法稱が陳那の疑似證因説を改良した點、法稱自身の論理系によって疑似證因を體系的に敘述した點が、解明されている。
- (10) Cf. PVin III 324b⁷ ff
- (11) Cf. PVSVṬ p. 43, 12-14 ≈ PVṬ(Ś) Je 23b⁴⁻⁵; Mookerjee-Nagasaki (1964) p. 33.
- (12) Cf. PVṬ(Ś) 23b³⁻⁴ = PVSVṬ p. 43, 11 f.: sa katham kārāṇākhyo hetus trividhe svabhāvakāryānupalambhākhye hetāv antarbhavati.
- (13) この箇所のパラレル (PVSV pp. 6, 24-7, 1) は、Steinkellner (1971) pp. 185-186 に獨譯される。

- (14) PV I v. 7 では *samagreṇa*, (*rgyu*) *tshogs pa yis*, であるが, PVin III の Tib. は *nus pa* (^e*i rgyu*) *yis* である。
- (15) 後述する如く, 正確には, 具體的に結果を生起させることそのものではなく, 結果生起適合性/可能性が, 推論され, それが原因全體の自性である (cf. PVin III 310b⁸-311a¹; PVṬ(Ś) 23b⁶⁻⁸; PVSVṬ p. 43, 19-21 (-*yogyatāmātrānubandhitvāt* …の部分は不明。-*yogyatā* <*kāraṇakalāpa*->*mātrānubandhitvāt svabhāvabhūtā* と讀むのであろうか?))。この點を考慮すれば, ここでは, “*kāryotpāda* (結果生成)” なる語によって, 結果がそれから生ずる (*utpadyate 'smāt*) 場合のそれ, 即ち, 結果を生起させることへの適合性が意圖される, という解釋が可能とならう, cf. NM² p. 337, 1; TarR p. 106, 8 (*yogyatāyāḥ* は *yogyatā* と讀むべきか?)。
- (16) Cf. PVṬ(Ś) 23b⁷⁻⁸: *ruñ ba ñid* (*yogyatā*) *kyi mtshan ñid kyi chos de ni rgyu tshogs pa* (*samagra*) *de*^e*i rañ bñin yin par brjod do* //; PVSVṬ p. 43, 19 f.: *yaḥ kāryotpādo 'numiyate sa hetoḥ svabhāvo varñitaḥ*.
- (17) Cf. PVSVṬ p. 43, 23: *kāraṇakalāpaḥ*.
- (18) Tib. では, *ño bo de tsam*…… とあるが, PVinṬ(Dh) We 133b² での *pratika* では, *ño bo*^e*i de* (^e*dra ba*) *tsam*…… になっている。*ño bo*^e*i* は, PVSV での *skt. bhāvasya* に對應する。和譯は PVinṬ(Dh) に従った。
- (19) Cf. PVinṬ(Dh) 133b³; PVSVṬ p. 43, 27: *yady apy anapekṣaḥ kāryotpādas tathāpy arthāntaratvāt katham svabhāva* (*iti*……)。
- (20) *Sākyamati* は次の論式を立てる。「およそ〔結果生起の爲に〕十全に揃った全體的原因であるもの, それらは, 順次後續する時點〔にある原因の能力〕が轉變すること (*uttarottarakṣaṇapariñāma*) に基づき, 結果を生起させることに關して必ず (*eva*) 適合するものになっている (*yogyā*) (〔別解:〕……結果生起適合性 (*yogyatā*) を有する)。恰も, 既に結果を生起させた全體的原因の如し。そして, こ〔の原因〕は, 十全に揃った全體的原因である, という〔この推論〕は, 自性證因〔に基づく推論〕である。」(PVṬ(Ś) 24a⁵⁻⁶: (*sbyor ba ni*) *rgyu zad par tshogs pa gañ* (D; P: *gañ yin*) *dañ gañ yin pa de dañ de ni skad cig ma phyi ma phyi ma yoñs su gyur pas* ^e*bras bu skyed par ruñ ba ñid yin te/dper na rgyu tshogs pa* ^e*bras bu bskyed zin pa dag lta bu*^o// ^e*di yañ rgyu zad par tshogs pa yin pas rañ bñin gyi* (D; P: *gyis*) *gtan tshigs yin no* //.) なお, 原因全體の能力の轉變については, 後述の説明 (ad PVin III 311a¹⁻⁴) を参照。

Karṇakagomin は, 原因全體による結果の推論に關する諸解釋を紹介している (cf. Mookerjee-Nagasaki (1964) pp. 35-36)。それによると, 或る者は次の如く解する。「もし, 必ず (*ekāntena*) 結果生起適合性が推論されるとすると, その時には〔歸結導出に關して〕逸脱するので, 推論は〔成立し〕ない。しかし, 或る時に結果が〔生ずる〕であらう (*kadācit kāryaṃ syāt*), というこの様な可能性が推論される (*sambhavo 'numiyate*), と〔解〕すれば, この〔推論〕はどうして逸脱するこ

とがあろうか。」(PVSVT p. 45, 14–16.) 推論の歸結を、様相的な可能性と解するこの説は、Dharmottara の次の解釋に近似する。「[原因全體による結果生起を] 阻止するものが無い場合での、結果が生成することとは、思考され得る限り捉えられる結果の存することである (brtag (P: rtag; D: rtags) pa^{ei} mtha^e bzuñ ba^{ei} °bras bu yod pa) と言われる。[結果の生起することが] 可能 (srid pa) というのも將にこれである。」(PVinT(Dh) 134a⁸-b¹.)

また、或る別な者は次の如く解する。「[結果生起の爲の能力の] 轉變を有する [原因] 全體には、[その作用を] 阻止するものが無い限り、必ず結果生起適合性がある。従って、將にそ [の適合性] が推論される。一方、結果生起適合性の認識は、[適合性を] 限定するものとしての結果 [そのもの] をも暗に導びく (ākṣipati), それ故に、[その適合性の推論とは] 別に結果の推論は行われぬ。」(PVSVT p. 45, 19–21.) この説は、上述の、結果生起適合性を歸結とする Śākyamati の解釋に近似する。PVT(Ś) 23b⁶⁻⁷ も参照 (rgyu tshogs pa rnam kyī[s] と讀む)。

Bu ston は、Śākyamati の論式を採用して、歸結を結果生起適合性としながらも (cf. PVinT(Bu) 504, 4–5), それと結果生起可能性とを會通する。「結果の生起することに適合する (°bras bu skye ruñ) とは、[その生起を] 阻止するものが無い場合、[原因全體に存する、] 後續の [各時点の諸] 能力が、轉變することにより、結果を生起させることが確實 [になる] (°bras bu bskyed ñes pa) [ということ] である、それ故 [適合するとは]、思考され得る限り捉えられた (brtag pa mtha^e bzuñ) 結果を生起させる、即ち、結果の生起が可能である (skye ba srid pa), [ということ] と同義である。」(PVinT(Bu) 504, 5–6.)

- (22) PVinT(Dh) 133a⁷⁻⁸: °bras bu skye bar rjes su dpog (D; P: dpogs) pa °di ni rañ bzin gyi gtan tshigs yin (par brjod do // ci^{ei} phyir ze na / don gzan la mi ltos (P: bltos; D: ltos pa^{ei}) phyir te /) de tsam dañ rjes su °brel pa^{ei} [ba^{ei}: P D] phyir ro //. Cf. TarR p. 106, 9–11. (Read -bhāvitvena instead of -bhābitvena.)
- (22) PVin II の註解では、「一方（證因，X）が、他方（歸結，Y）の存在のみに隨結する」という様に、X と Y とを交換する解釋が見られる (cf. PVin II (Teil II) 註 276)。これは矛盾ではない。法稱説では、包攝關係の根據を問題とするときには、その文脈での X と Y とは交換可能であるとみなされるからである。前掲拙稿 (1988) II. B 参照。なお「他方 (Y) が一方 (X) 自體」である故に、「Y の、X の存在のみへの隨結」が可能になる、という考え方は、HB にも見られる。「更に、肯定的包攝關係の確定 (anvayaniścaya) とは、自性證因の場合には、歸結なる特性 (Y) が、事實的にそれ (=證因) (X) [そのもの] であることにより (vastutaḥ tadbhāvatayā) [、即ち、兩者の事實的同一性により]、能證 (=證因) なる特性 (X) の存在のみに隨い結びつく、ということを示明することである。」(HB p. 4, 3 ff.)
- (23) 上掲拙稿 (1988) I. A 参照。

- (24) Cf. PVin III 303a⁶.
- (25) Cf. HB p. 4, 14 ff.: 「そして非認識〔證因〕の場合、肯定的包攝關係の確定とは、認識される爲の條件を満たしたものの非認識があるだけで、〔そのものを〕非存在とみなす言語活動 (asadvyavahāra) が生起するというを、〔そのものの非認識〕以外〔にその言語活動〕の原因が存在しないこと (nimittāntarābhāva) を示すことにより、證明することである。」
- (26) Cf. PVin II (Teil II) 註 122; PVin II p. 11, 12 ff.
- (27) PVSV pp. 104, 27-105, 2 にも同様なが説かれる。この PVSV の箇所は、矢板論文にて考察されている。矢板秀臣「法稱の非認識」『中國の宗教・思想と科學』牧尾良海博士頌壽記念論集 1984, pp. 37-39.
- (28) Cf. PVT(Ś) 24b⁴ = PVSVT p. 44, 21 f.: pūrvapūrvakṣaṇād uttarottaraviśiṣṭa-kṣaṇotpādaḥ; PVinT(Dh) 133b⁷; PVT(Ś) 24b⁷ = PVSVT p. 44, 27.
- (29) Cf. HB pp. 137-138; 桂紹隆「ダルマキールティの因果論」『南都佛教』50 1983, p. 100 ff.
- (30) Cf. PVin I p. 60, 8-11 ≈ PV III 246; 本稿註44。
- (31) Cf. PVinT(Bu) 506, 4: tshogs pa^{ei} °bras bu skye ruñ ñid ni chos can / tshogs pa^{ei} rgyun gyi rgyu las gzan la mi ltos pa; PVinT(Dh) 134a⁶⁻⁷: 「不待他〔因〕性を論據として、〔結果生起に〕適合した状態 (avasthā) の具現という事象が導出されるのは、〔各時点の原因全體の順次〕相續すること (santāna) が適合状態の原因となる〕場合であり、〔-〕時点〔の原因全體が適合状態の原因となる〕場合ではない。」(…gzan la mi ltos (D; P: bltos) pa ñid kyis ruñ ba^{ei} gnas skabs skye ba^{ei} yul bsgrub (D; P: sgrub) par bya ba ni / rgyun la yin gyi skad cig ma la ni ma yin no //.); PVSVT p. 43, 25.
- (32) 偈文(第64偈)と自註において、結果生起適合性は原因全體の本質的特性であることが意趣されているが、この特性は、原因全體に亘って遍在する普遍——單一不變な實在——ではない (cf. Steinkellner (1971) p. 186)。それは、個物としての全體的原因より別な體として存在するのではなく、むしろ、概念上でのみ假りに別立されるに過ぎないのである。法稱の説では、自性證因による推論においては、推論の主題・證因・歸結が指示する対象は、すべて、同一の物である。例えば、「聲は無常なり、所作性の故に」という推論の場合、所作性も無常性も、**事實的には**、聲そのものであり、聲以外に別々に存在するわけではない。しかし、このことは、推論の演算の際に、證因と歸結との區別が皆無になる、ということの意味するのではない。それら特性 (dharma) の區別や、特性と特性を有するもの (dharmin) の區別は、他者に推論内容を傳達する爲の方便として (cf. PVT(Ś) 13a¹⁻²)、分別知上で顯われた限りでは認められるからである (cf. PVin II p. 10, 15-22 = PVSV pp. 2, 21-3, 1)。
- (33) 註解によると、ミーマーンサー學派等は、不十全な原因集合を證因として、結果を推論できる、と主張する。Cf. PVSVT p. 50, 18; PVT(Ś) 27a⁷⁻⁸ (但し, ma tshogs

(D; P: tshogs) pa las と D に従って讀む。

- ③4 Cf. PVṬ(Ś) 27b²⁻³ = PVSṬ p. 50, 23 f.
- ③5 Cf. PVSṬ p. 50, 25-26: rāgādīmān ayaṃ puruṣo dehavattvād indriyavattvād buddhimattvāt. evan dehādibhyo rāgādyanumānam.
- ③6 Cf. PVinṬ(Bu) 507, 1-2.
- ③7 註解によれば、法稱説では、śeṣavat の -vat は所有を意味する接尾辭で、śeṣa は疑いのある部分を意味する。Cf. PVṬ(Ś) 33a⁴: 「そ〔の推論〕が、逸脱した疑いのある領域としての殘餘を有する場合、そ〔の推論〕が、有殘餘 (śeṣavat) である…」 (gañ la lhag ma °khrul par the tshom za ba°i yul yod pa de ni lhag ma dañ ldan pa yin no…) ; PVSṬ p. 56, 27 f. Steinkellner 教授の指摘の如く (cf. PVin II (Teil II) 註 436), 法稱は、この śeṣavad anumānam なる術語を、正理學派の śeṣavad anumānam——彼等は、この解釋の一つとして、結果より原因を導出する推論という解釋を擧げる——とは、全く異なった内容で捉えている (cf. PVṬ(Ś) 32b⁸ ff.; PVSṬ p. 56, 29)。つまり、法稱の場合、śeṣavad anumānam とは、證因が歸結の導出に關して不確定 (anaikānta) である様な推論を意味する (cf. PVinṬ (Dh) 135a²; PVSṬ p. 50, 20 f.)。
- ③8 Cf. PVin II v. 66 = PV I v. 13.
- ③9 貪・瞋は六隨眠所屬の二煩惱であり、これらは、九結 (nava saṃyojanāni) による分類では、愛著・恚に對應する。
- ④0 註解によると、理 (yoni) とは、物事の眞實 (tattva) である (cf. PVinṬ(Dh) 135a⁶)、即ち、物事の無常・苦・無我・不淨 (anityaduḥkḥānātmāśuci) たることである。それを稱讚する ($\sqrt{\text{śams}}$) 知、即ち、把握し對象とする ($\bar{a}\sqrt{\text{lamb}}$) 思惟が如理作意である。その逆が不如理作意、つまり、常・樂・我・淨と把握することである。(cf. PVṬ(Ś) 27b⁸ ff.; PVSṬ p. 50, 29 f., p. 51, 10 ff.; PVinṬ(Dh) 135a⁶ ff.)。この解釋では、yonisās の -śas は、 $\sqrt{\text{śams}}$ の意味に語義解釋されたが、-śas を配分を意味する接尾辭とする別な解釋も出されている。それによると、如理作意とは、物事の眞實それぞれを思惟すること、と解される。(Cf. PVSṬ p. 51, 10 f.)
- ④1 Cf. PVSṬ p. 46, 4: rasasya yo hetuḥ pūrvam <u>pādānan tasya yo dharmo rūpajanakatvan tasyānumānena. テキストでは rjes su dpag pa… であるが、PVinṬ(Dh) での pratika (136a³: rjes su dpag pas…) に従って譯出した。
- ④2 Cf. PVSṬ p. 45, 26 ff.
- ④3 Cf. PVSṬ p. 46, 5: rasāt sakāśāt taddheto (= rasopādānasya) rasasamāna-kālabhāvīrūpajanakatvan niścīyate.
- ④4 法稱は、認識對象 (原因) と認識 (結果) とが、同時に生ずる、という他者説を矛盾のある見解とみなし、その理由を次の如く説示する。「何となれば、[もしそうであると、結果の生ずる] 前には、[原因が未だ] 存在していないので、[その様な原因は、結果を能生し] 得ない、また、[原因が結果と同時にあって、結果を生起し] 得

るときには、[すでに] 結果が成立しているので、[原因は] 無用になる、という理由からである。」(PVin I p. 60, 8-10.) 勿論、原因が結果より後に生ずることは有り得ない。従って、原因は、必ず、結果の時點より先に存する、と法稱は説くのである。これは、戸崎教授の指摘される如く、經量部の説である。戸崎宏正『佛教認識論の研究』(上) 大東出版社、1979, pp. 42-43 参照。同様な説は PV III 246 にも説かれている。戸崎宏正、上掲書、p. 344 (和譯) 参照。

- (45) Cf. PVinṬ(Jñ) 322b³: *dus mñam pa^{ci} dños po gñis la rgyu dañ ebras bu med pa^{ci} phyir ro //*.
- (46) Cf. PVṬ(Ś) 25a⁶⁻⁷.
- (47) Cf. PVṬ(Ś) 26a⁴ = PVSṬṬ p. 48, 25: *rasahetunaiva sahakāriṇā rūpopādāna-sya svakāryaṃ praty ābhimukhyāt*.
- (48) Cf. PVinṬ(Bu) 509, 2-3; PVinṬ(rG) 376, 5.
- (49) Cf. PVSṬṬ p. 48, 13 f.: *yasminn (= rūpajananasambandhe hetau) aumiya-māne kāryāntaram api tad(= hetu)-viśeṣaṇan niścitaṃ bhavati*.
- (50) Cf. PVṬ(Ś) 25b¹⁻³. 同一の原因より生ずる一方の果から他方の果を推論することの分析については、Mookerjee-Nagasaki (1964) pp. 36-39 (PV(SV) の英譯及び註); Kajiyama (1966) pp. 74-76 (Tarkabhāṣā の英譯及び註191) 参照。
- (51) Cf. PVṬ(Ś) 25b¹; 25b⁵: *ro^{ci} rgyu gzugs kyi lhan cig byed pa^{ci} rgyur gyur pa*.
- (52) Cf. PVinṬ(Dh) 136a⁵⁻⁶: *gzugs skyed pa^{ci} nus pa rjes su dpog pa yin gyi/*.
- (53) Cf. PVinṬ(Dh) 136a⁴⁻⁵; PVSṬṬ p. 48, 11 f.
- (54) Tib. 譯では *de yañ* とあるが、PVinṬ(Dh) 136a⁵ での *pratika* は *der yañ* となっている。後者は Skt. *tatrāpi* に對應する。
- (55) Cf. PVinṬ(Dh) 136a⁵⁻⁶ (註52); PVSṬṬ p. 48, 13: *tathābhūta iti rūpajananasambandho 'numiyate*.
- (56) Cf. PVṬ(Ś) 25b⁵⁻⁶; PVSṬṬ p. 48, 15: *pravṛttā na pratibaddhā*.
- (57) …ro med pa *de ñid* (P; D: *ñid gzugs*) kyi …… のイタリックの部分は不明。次の註を参考にしてこの文を次の様に試讀した: *rañ gi rgyu ebras bu bskyed par bya ba la mñon du phyogs pa med na ro med do // de ñid gzugs kyi ñe bar len pa^{ci} rgyu (P; D: pa) rnams kyi ejug pa^{ci} rgyu yin no //*. PVṬ(Ś) 26a²: ……*mñon du phyogs śiñ bar du ma chod pa med par (P; D: pa) ni ro med do // de ñid ces bya ba ni nus pa ejug pa^{co} //*; PVSṬṬ p. 48, 22: ……*ābhimukhyena……vinā na rasa utpadyate. saivēti śaktipravṛttaḥ……*. (Read *pravṛttiḥ* instead of *-pravṛttaḥ*.)
- (58) Cf. PVinṬ(Bu) 509, 1: *rgyu ste rkyen yin no //*.
- (59) つまり、顯色の質料因は、味の質料因という共同作用者を伴ったのみ、自らの結果の生起に向けて作用する、cf. PVṬ(Ś) 26a⁴ ≈ PVSṬṬ p. 48, 25; 註47.

『知識論決擇』第三章（他者の爲の推論章）和譯研究 ad vv. 64-67（上）（岩田）

- (60) Cf. PVT(Ś) 25b³⁻⁴: du ba dañ bud śiñ gi °gyur ba ni tshogs pa gcig la rag las pa dag yin te / mes bskyed par bya ba yin pa^{ei} phyir ro // de (P; D: ro de) la du bas rañ gi rgyu me kho na rjes su dpog par byed pa na / bud śiñ gi °gyur ba skyed par nus pa rjes su dpog par byed pa yin no //.
- (61) Cf. PVT(Ś) 25b⁷ = PVSVT p. 48, 17: tathābhūte ca hetāv anumite 'rthād rūpānumānaṃ rūparasayor ekasāmagryadhinatvāt.
- (62) Cf. PVinT(Bu) 509, 3: ro gzugs dños rgyu tshogs pa gcig las skyes pa de^{ei} phyir ……
- (63) Cf. PVT(Ś) 26a⁷ f.; PVSVT p. 49, 4 f.: ……samānakālaṃ rūpaṃ gamayati.

略 號

略號は E. Steinkellner, Dharmakīrti's Pramāṇaviniścayaḥ, Zweites Kapitel: Svārthānumānam Teil II Übersetzung und Anmerkungen, Wien 1979 (= **PVin II (Teil II)**) に従う。以下は、本稿で變更した、又は、新しく用いた略號である。

Kāśikā → **ŚIVK** Mimāṃsāślokaṅkārikā with the Commentary Kāśikā (Śucaritamīśra), Trivandrum 1926-1943.

rGyal → **PVinT(rG)** bsTan bcos tshad ma rnam ñes kyi ṭi ka chen, dGoñs pa rab gsal (rGyal tshab Dar ma rin chen), The Collected Works (gSuñ °bum) of the Lord Rgyal tshab Dar ma rin chen, Produced from a set of prints from the 1897 Lha sa old Źol (Dga° Ldan Phun Tshogs Glin) Blocks, New Delhi 1980.

Jñ → **PVinT(Jñ)** Pramāṇaviniścayaṭīkā (Jñānaśrībhadrā)

Dh → **PVinT(Dh)** Pramāṇaviniścayaṭīkā (Dharmottara)

PVT → **PVT(Ś)** Pramāṇavārttikaṭīkā (Śākyamati)

Bu → **PVinT(Bu)** Thad ma rnam par ñes pa^{ei} ṭi ka, Tshig don rab gsal (Bu ston Rin chen grub)

TarR Tarkarahasya ed. by Acharya Paramananda Shastri, Tibetan Sanskrit Works Series No XX, Patna 1979.

TBV Tattvabodhavidhāyini Saṃmatitarkaprakaraṇam by Siddhasena Divākara with Abhayadevasūri's Commentary, Tattvabodhavidhāyini vol I, II, Rinsen Buddhist Text Series VI-2, Kyoto 1984.

Steinkellner (1984) E. Steinkellner, "Svabhāvavratibandha again", Acta Indologica 6, Narita 1984, pp. 457-476.

C 引用

P パラレル

ト A : X → Y 主題 (A) と、歸結 (Y) による證因 (X) の包攝關係とから構成される推論が、妥當であることを示す略式表示

[] 原典 (Tib., Skt. 等) では除去、翻譯 (和文等) では補遺を表示する記號

< > 原典での補遺を表示する記號

— (アンダーライン) 原典では、註解されるべき原文の語句を表示する記號

Appendix

和譯した PVin III (チベット語譯) の箇所の中で、回収されたサンスクリットパラレルは次の如くである。

PVin III 310b⁷-311a¹ (= D 213a⁴⁻⁶): P yas tarhi samagreṇa hetunā kāryotpādo 'numiyate sa kathaṃ trividhe hetāv antarbhavati.

hetunā yaḥ samagreṇa kāryotpādo 'numiyate /

arthāntarānapekṣatvāt sa svabhāvo 'nuvarṇitaḥ // (PV I v. 7)⁽¹⁾

asāv api yathāsaṃnihitān nānyam apekṣata iti tanmātrānubandhī svabhāvo bhāvasya. tatra hi kevalaṃ……samagrāṇāṃ kāryotpādanayogyatānumānāt. yogyatā ca sāmagrīmātrānubandhīnī svabhāvabhūtaiva……(PVSV p. 6, 22-29)

C (1) PV I v. 7 = PVin III 64: NBhūṣ p. 300, 9-10; NM² p. 336, 14-15; TBV p. 563, 3-4; TarR p. 106, 4-5.

PVin III 311a¹⁻⁴ (= D 213a^{6-b¹}): P kiṃ punaḥ kāraṇaṃ sāmagryāḥ kāryam eva nānumiyate.……na hi samagrāṇīty eva kāraṇadravyāṇi svakāryaṃ janayati. sāmagrījanmanāṃ śaktināṃ pariṇāmāpekṣatvāt kāryotpādasya. atrāntare ca pratibandhasaṃbhavān na kāryānumānam. yogyatāyās tu dravyāntarānapekṣatvān na virudhyate 'numānam. uttarottaraśaktipariṇāmena kāryotpādanasamarthēyaṃ kāraṇasāmagrī. śaktipariṇāmapratyayasyānyasyāpekṣaṇīyasyābhāvād iti. pūrvasajātīmātraheturvāt śaktiprasūteḥ sāmagryā yogyatānanyāpekṣiṇīty ucyate. (PVSV p. 7, 1-12)

PVin III 311a⁴⁻⁵ (D = 213b¹⁻²): P samagrāṇy eva hi kāraṇāni yogyatām apy anumāpayanty asamagrasyaikāntāsāmarthyāt. (PVSV p. 8, 18-19)

PVin III 311a⁵⁻⁶ (= D 213b²⁻³): P yathā dehendriyabuddhibhyo rāgādyanu-mānam. ātmātmīyābhīniveśapūrvakā hi rāgādayaḥ……(PVSV p. 8, 19-20)

PVin III 311a⁷ (= D 213b³): P ayoniśomanaskārapūrvakatvāt sarvadoṣotpatteḥ. (PVSV p. 8, 20-21)

PVin III 311a⁷⁻⁸ (= D 213b³⁻⁴): P dehādīnāṃ hetutve 'pi na kevalānāṃ sāmarthyam astīti. vipakṣavṛtter adṛṣṭāv api śeṣavat-……saṃśayaḥ⁽¹⁾. (PVSV p. 8, 21-23)

『知識論決擇』第三章（他者の爲の推論章）和譯研究 ad vv. 64-67（上）（岩田）

C (1) TarR p. 107, 15-16.

PVin III 311a⁸-b⁴ (= D 213b⁴⁻⁷): P yā tarhy akāryakāraṇabhūtenānyena rasādīnā rūpādīgatiḥ sā katham. sāpi

ekasāmagryadhīnasya rūpāde rasato gatiḥ /

hetudharmānumānena dhūmendhanavikāravat // (PV I v. 9)⁽¹⁾

tatra hetur eva tathābhūto 'numīyate. pravṛttaśaktirūpopādānakāraṇasahakāri-pratyayo hi rasahetū rasaṃ janayati. indhanavikāraviśeṣopādānahetusahakāri-pratyayāgnidhūmajananavat. tathā hi……svakāraṇasya phalotpādanam pratyābhimukhyena

na vinā rasaḥ saiva……/ (PV I v. 10 a'' b')⁽²⁾

rūpopādānahetūnām pravṛttikāraṇam. sāpi rasopādānakāraṇapravṛtti rūpopādānakāraṇapravṛttisahakāriṇi. tasmād yathābhūtād dheto rusa utpannas tathābhūtam anumāpayan rūpam anumāpayati. (PVSV pp. 7, 12-8, 4)

C (1) PV I v. 9 = PVin III v. 65: TSP p. 510, 17-18; NBhūṣ p. 294, 14-15; NVTṬ p. 137, 2-3 (cf. Kajiyama (1966) 註 191); ŚIVK (Part III) p. 6, 26-27, TarR p. 89, 1-2

(2) PV I v. 10: TarR p. 89, 3-4.

なお、PV I vv. 7-11 及びその自註は、Mookerjee-Nagasaki (1964) pp. 33-39 に英譯されている。